

別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条の二関係）

質 問 票	
次の事項について、該当する□に（チェック）印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。	回答者署名 _____
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きできません。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の三、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	報告者署名 _____
(注意事項)	
1 各質問について、該当する□に (チェック) 印を付けて報告してください。	
2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。)	
3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第111号
平成26年8月8日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について
運転免許の拒否等又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気(法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。)に係る運転免許関係事務については、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」(平成26年4月10日付け警察庁丁運発第42号)により、留意事項を定め、運用しているところ、このたび、別紙のとおり、「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」を改正し、平成26年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、平成26年9月1日をもって廃止する。

を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、）その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記(ア)cの内容である場合には拒否等は行わない。

「結果的にいまだ上記(ア)cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(I) 上記(ア)cの診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に」といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6

様式第2号の6（第4関係）

(無自覚性の低血糖（薬剤性低血糖）関係)
(岩手県公安委員会提出用)

診 断 書

1	氏 名 生年月日 住 所	M・T・S・H	年	月	男・女 日（ 歳）
2	医学的判断 <input type="radio"/> 病名 <input type="radio"/> 総合所見（現病歴、既往症、重症度、治療経過、治療状況等）				
3	現時点での症状（改善の見込み等）についての意見 過去1年以内に意識消失がない場合 ア 運転を控えるべきとはいえない。 イ 上記アとはいえないが、6月以内（又は6月より短期間（ 月以内））に上記アと診断 できることが見込まれる。 ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない。				
	----- 過去1年以内に意識消失がある場合 ア 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が 自覚できる状態で起きている。 イ 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管 理ができる状態で起きている。 ウ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が 自覚できる状態で起きている。 エ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管 理ができる状態で起きている。 オ （意識消失時には運転を控えるべき状況にあったが）その後の治療により、現時点では 前兆を自覚できており、又は血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。 カ 上記オとはいえないが、6月以内（又は6月より短期間（ 月以内））に上記オと診断 できることが見込まれる。（当該期間内に意識消失後1年以上が経過する場合） キ 上記オとはいえないが、6月以内（又は6月より短期間（ 月以内））に上記オと診断 できることが見込まれる。（当該期間内に意識消失後1年以上が経過しない場合） ク 上記アからキのいずれにも該当しない。				
4	その他特記すべき事項				

以上のとおり診断します。
医療機関の名称・所在地

年 月 日

担当診療科名

担当医師名

印